

議 第 246 号

平成29年11月22日提出

熊本市母子・父子福祉センター条例を廃止する条例の制定について

熊本市母子・父子福祉センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市母子・父子福祉センター条例を廃止する条例

熊本市母子・父子福祉センター条例（昭和60年条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市母子・父子福祉センター条例を廃止するため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。